

平成22年度住民税の算出方法は…？

平成22年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は今月送付します。（普通徴収分）
その算出方法は次のとおりです。

申告をした方のうち、住民税が非課税の方には送付されません。

☎ 税務課町民税係 2152

住民税が算出されるまでの具体例

住民税の計算のしかた
（平成21年1月1日から12月31日までの所得を基準に課税されます。）



設例 家族構成 夫婦子ども2人
（妻子は所得なし、子のうち1人は特定扶養親族 1）

平成21年中の収支

収 入	5,340,000円
必 要 経 費	1,845,000円
国民健康保険の支払額	420,000円
生命保険の支払額(一般分)	100,000円
(1) 特定扶養親族とは、扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方をいいます。	

A	所得金額	（収入 - 必要経費）…収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます。	
		収入金額…	5,340,000円
		必要経費…	- 1,845,000円
		所得金額…	= 3,495,000円 A

B	所得控除	ア 社会保険料控除	420,000円
		イ 生命保険料控除	35,000円
		ウ 配偶者控除	330,000円
		エ 扶養控除	330,000円
		オ 特定扶養控除	450,000円
		カ 基礎控除	330,000円
		アからカを合計します。	計 1,895,000円 B
住民税における所得控除額は、所得税の所得控除額とは異なります。			

C	課税所得金額	Aの所得金額から、Bの所得控除額を引いた額	
		3,495,000円 - 1,895,000円	
		= 1,600,000円 C	
この課税所得金額1,600,000円をもとに、以下の住民税額の計算を行います。			

1 所得割額

- C × 税率（県民税率…4%、町民税率…6%）
- 1 県民税 1,600,000円 × 4% = 64,000円 **D**
 - 2 町民税 1,600,000円 × 6% = 96,000円 **E**

3 均等割額

- 1 県民税 1,000円 **H**
- 2 町民税 3,000円 **I**

2 税額控除額

調整控除額の計算

Cの課税所得金額が200万円以下なので、左の【表1】Aにより、次のと のいずれか小さい額を算出する。

控除額の差の合計額：33万円

（内訳：配偶者控除5万円、一般扶養控除5万円、特定扶養控除18万円、基礎控除5万円）

個人住民税の課税所得金額：160万円

の金額のほうが小さいので

$$330,000円 \times 5\% = 16,500円$$

よって、調整控除額は16,500円 となります。

- 1 県民税分 16,500円 × 2/5 = 6,600円 **F**
- 2 町民税分 16,500円 × 3/5 = 9,900円 **G**

4 住民税額

（県・町民税をそれぞれ計算する）

[所得割額 - 税額控除額] + 均等割

$$1 \text{ 県民税 } [D - F = (100円未満切り捨て)] + H \\ 64,000円 - 6,600円 = 57,400円 + 1,000円 = 58,400円$$

$$2 \text{ 町民税 } [E - G = (100円未満切り捨て)] + I \\ 96,000円 - 9,900円 = 86,100円 + 3,000円 = 89,100円$$

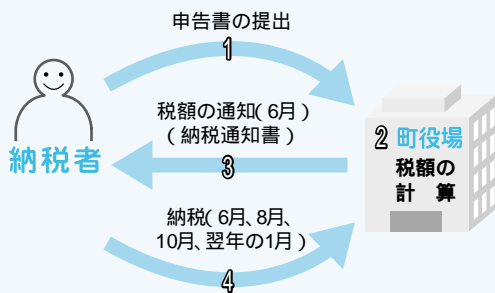
$$58,400円 + 89,100円 = \underline{147,500円} \dots \text{住民税額}$$

納税の方法

住民税（町・県民税）の納税は、＜普通徴収＞＜給与からの特別徴収＞＜年金からの特別徴収＞の方法で納税していただくことになります。

普通徴収（個人納付）

町から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



給与からの特別徴収

町から給与支払者（会社）を通して税額通知書が通知され、給与支払者（会社）が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。徴収は、6月から翌年5月までの12か月となっています。

また、年の途中で退職された方で、未徴収月分がある方は、普通徴収（個人納付）に切り替わります。



年金からの特別徴収

年金保険者が各支給分の公的年金から天引きし、町へ納入する方法です。

新たに公的年金からの住民税天引きが開始される方は、平成22年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成22年度の住民税額のうち半分については、平成22年6月と8月にこれまでどおり普通徴収で納めていただくことになります。

天引きされるのは、年金所得の金額から計算した住民税のみです。給与や不動産・事業所得など、その他の所得に係る町・県民税は、これまでどおり給与からの特別徴収または普通徴収（納税通知書）により納めていただきます。

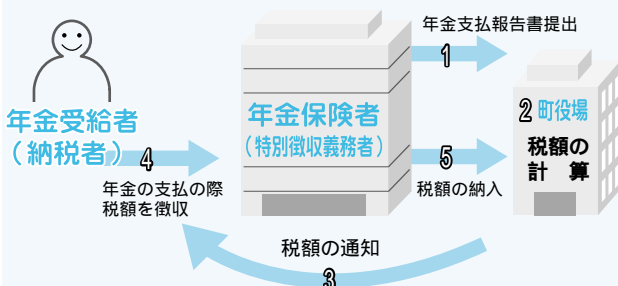
【対象者】

4月1日現在で65歳以上の方のうち、住民税の納税義務があり、特別徴収の対象となる老齢年金等を受給している方。ただし、次の方は特別徴収の対象になりません。

介護保険料が公的年金から特別徴収されていない
特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満である

当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える

1月1日以後に町外に転出した



【表1】税額控除（調整控除）の計算方法

- A 合計課税所得金額が200万円以下の方の
次のと のいずれか小さい額の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
下表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
合計課税所得金額
- B 合計課税所得金額が200万円超の方の
金額から の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
下表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者 控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定	18万円
寡婦 控除	一般	1万円		老人	10万円
	特別	5万円		同居老親	13万円
寡夫控除		1万円	同居特別障害者加算		12万円
勤労学生控除		1万円	配偶者 特別 控除	38万円超40万円未満	5万円
配偶者 控除		5万円		40万円以上45万円未満	3万円
控除		老人	基礎控除		5万円